



みんなが主役 “ふるさと兵庫”

平成 26 年度参画と協働関連施策の年次報告



平成 27 年 8 月
兵 庫 県

年次報告の目的

兵庫県は、成熟社会にふさわしい豊かで質の高い生活の実現に向けて、参画と協働に基づく県政を推進しています。

「年次報告」は、参画と協働の推進に向けた県の取組状況を県民の皆さんに知っていただくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第 11 条の規定に基づき、兵庫県が作成しているものです。また、あわせて、県内各地域で取り組まれている県民の特色ある取組事例も紹介しています。

この「年次報告」を参考として、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO 法人、企業、学校などの様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働を一層推進していただけることを期待しています。

「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これからの地域づくりには、欠かせないものとなっています。

○ 県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成 15 年 4 月から施行しています。

○ 参画と協働の 2 つの場面

地域づくり活動の支援

(県民と県民のパートナーシップ)

県民の皆さんが力を合わせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域社会の共同利益の実現への参画と協働」を指します。

県行政への参画と協働の推進

(県民と県行政のパートナーシップ)

県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら県民とともに歩む「県行政の推進への参画と協働」を指します。

～目次～

I	参画と協働関連施策の推進状況	1
1	地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）	2
2	県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）	8
II	地域における特色ある取組事例の紹介	11
参考	市町の条例等施行状況	16

I 参画と協働関連施策の推進状況

平成 26 年度は、県民の参画と協働を推進するため、庁内の推進体制に係るものも含め 574 施策を実施しました。

地域づくり活動の支援については、395 施策で増加傾向にあり、活動支援の枠組みを充実させています。事業分野別では、「まちづくり」が 35%と最も多く、次いで「農山漁村振興」が 12%、「環境保全」が 11%の順となっています。

また、平成 26 年度は特に、次世代を担う若者の地域づくりへの関わりを促進するため、「ふるさとひょうご青年隊事業」など地域と若者が協働で取り組む活動への支援を充実させました。

さらに、地域づくり活動への取組状況等を調査するため県民意識調査を実施し、地域への愛着の程度が高い程、地域づくり活動への参加割合が高いことがわかりました。

県行政への参画と協働の推進については、①県広報物への県民参画などを通じた情報共有の推進、②パブリックコメント手続制度や審議会の公募委員制度など県民の意見提案や政策形成段階への参画機会の確保、③指定管理制度や推進員制度などによる公民協働の取組の推進など 168 施策に取り組み、県行政への参画機会の確保に努めました。

<平成 26 年度施策数>

県職員の認識向上や全庁一体となった推進体制整備に向けた施策（11 施策）を含め 574 施策

地域づくり活動の支援に関する施策	施策数	県行政への参画と協働を推進する施策	施策数
(1) 新たな活動を生み、育む * 地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応 * 多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大 * 実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	136	(1) 県民と情報を共有する * 主体的に選択できる情報を提供 * 県行政の評価・検証への県民参画の促進	24
(2) 活動を高め、支える * 活動が主体的に継続されるための支援 * 既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援 * 地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援 * 財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	63	(2) 県民と知恵を出し合う * 県民提案の具体的な取り組みの推進 * 審議会などへの県民の参画機会の拡充	21
(3) 活動をつなぎ、広げる * 人や活動のネットワーク形成 * 地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援 * 中間支援機能を持つ組織・団体を支援 * 各地域での総合的な支援拠点を充実	196	(3) 県民と力を合わせる * 県民の主体性を生かした多様な協働の展開 * 公民協働の取り組みの拡充 * 推進員など多様な主体の連携を支援	123
合 計	395	合 計	168

<施策数の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26
地域づくり活動の支援に関する施策	315	342	367	386	395
県行政への参画と協働を推進する施策	172	174	175	169	168
県職員の認識向上、庁内推進体制に関する施策	12	12	11	11	11
計	499	528	553	566	574

<主な施策>

【地域づくり活動の支援に関する施策】

(1) 新たな活動を生み、育む

地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応

○地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用

(地域団体・NPO等の団体情報や地域づくり活動情報のポータルサイト)

○ふるさと兵庫「すごいすと」情報発信事業

(兵庫を元気にしている人の活動紹介と併せて、ふるさと兵庫の魅力を発信)

多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大

○ふるさとづくり青年隊事業

(地元と地域外の青年が、地域活性化や課題解決に取り組むことで地域づくり人材を育成)

○大学連携による地域力向上事業

(多自然地域の地域力向上のため、大学生による地域おこしの取組を支援)

○エコヤング育成&シニア活用事業

(多世代が参加する環境保全活動に関する取組事例等の発表の交流会)

○シニア世代地域デビュー・交流フェスタの開催

(シニア層と活動団体とのマッチングや交流フェスタを開催)

○高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～

(地域行事への参加等のふるさと貢献活動)

実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実

○男女共同参画リーダー養成講座の開催

(スキルアップ研修等により地域で活動するリーダーを養成)

○森林ボランティアの育成

(活動の継続・活性化を図るためのボランティアを養成)



ふるさと兵庫“すごいすと”

(2) 活動を高め、支える

活動が主体的に継続されるための支援

○地域づくり活動応援事業

(地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組を支援)

○ひょうごボランティア基金助成

(団体・グループやNPO等の取組を支援)

既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援

○県民交流広場事業

(概ね小学校区を単位とした地域づくり活動に取り組む場の整備と活動支援)

○「がんばる地域」交流・自立応援事業

(地域が企画する地域活性化活動や、交流拠点等の整備を支援)

○子育てほっとステーション設置事業

(商店街等の空き店舗を活用した子育て支援事業の展開)

地域で活動する人材が力をつける取組を支援

○ふるさとひょうご創生塾

(地域づくり活動のリーダーを養成)

○防災リーダーの育成

(自主防災組織等のリーダーを養成)



ふるさとひょうご創生塾

財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善

○コミュニティ・ビジネス等総合支援事業

(生きがいしごとサポートセンターによる起業・就業支援を推進)

(3) 活動をつなぎ、拡げる

人や活動のネットワーク形成

○ふるさとむら活動支援事業

(都市住民が農山村集落で農作業や伝統行事を実施)

○集落交流会の開催

(小規模集落の広域的な連携を促進)

○地域づくり活動ネットワーク会議の開催

(NPO、企業、社協、行政等が情報交換や意見交換を実施)



地域ぐるみ、地域固有の取組を支援

○ふるさと芸術文化発信サポート事業

(地域に根ざした伝統文化を活かしたふるさとの魅力を発信)

○ミュージアムロード賑わい創出事業

(県立美術館と王子動物園を結ぶ「ミュージアムロード」の賑わいを創出)

○阪神なぎさ回廊プロジェクトの推進

(自然環境保全・生成事業や都市環境整備事業を実施し、環境都市づくりを推進)

○北摂里山博物館(地域まるごとミュージアム)の推進

(県民局・市町・団体・企業等が連携して北摂里山を保全)

○いなみ野ため池ミュージアムの推進

(ため池群と水路網やそれらに関わる歴史的・文化的資源を守り、活かし、次代に継承する取組を推進)

○北はりまふるさとフェスタの開催

(地域活動の実践発表、ふるさと川柳優秀作品・ふるさとの魅力紹介展示等を実施)

○銀の馬車道プロジェクトの推進

(南北交流のシンボルとして特色ある地域づくりと多様な交流につながる事業を展開)

○西播磨フロンティア祭 2014 の開催

(西播磨地域の連携・交流促進ため、活動発表を行う出る杭大会等を実施)

○山陰海岸ジオパーク推進協議会事業の展開

(ジオツアーの実施、ガイド養成、地質研究など、ジオパーク活動を推進)

○丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想の推進

(恐竜化石等の発見地を野外博物館として位置付け、来訪者の増加やエリア内の保全を推進)

○あわじ環境未来島構想の推進

(住民、地域団体、NPO、大学、企業等と協働して持続可能な地域づくりを推進)

○明舞団地再生展開事業

(学生シェアハウス事業等、多様な主体が連携した住みやすいまちづくり活動を推進)

中間支援機能を持つ組織・団体を支援

○ひょうごボランティアプラザの運営

(県民ボランティア活動の全県支援拠点として、様々な事業を展開)

○NPOと行政の協働会議の開催

(NPOと行政が地域における様々な課題について協議する場を開催)

各地域での総合的な支援拠点を充実

○生活創造センターの運営(神戸・東播磨・丹波・地域生活創造情報プラザ)

(様々な分野における、県民の主体的な生涯学習・地域づくり活動の拠点施設)

【県行政への参画と協働を推進する施策】



(1) 県民と情報を共有する

主体的に選択できる情報を提供

○情報公開制度

(公正で透明な開かれた県政を実現するため、公文書の公開等情報公開制度の運用)

○印刷・電波・映像媒体・インターネットによる広報

(各種広報媒体の特性を生かした広報活動を計画的・総合的に推進)

○ひょうごチャンネルの運営

(いつでも視聴が可能なインターネットの特性を活用し、県政情報や兵庫県の魅力を発信)

県行政への評価・検証への県民参画の促進

○「21世紀兵庫長期ビジョン」点検・評価指標の運用

(「兵庫のゆたかさ指標」「全県ビジョンフォローアップ指標」により、ビジョンの実現状況を点検・評価し、県民に公表)

○ひょうごみどり白書

(兵庫農林水産ビジョンの推進状況を点検・評価し、その結果を県民にわかりやすく情報提供)

(2) 県民と知恵を出し合う

県民提案の具体的な取組の推進

○県民モニター制度

(県民からモニターを募集し、県民に身近な課題について聴取した意見・提言等を県政に反映)

○県民意見提出手続(パブリック・コメント)の運用

(県行政の基本的な計画や方針を定めるにあたり、県民意見を募集し、対応を公表)

○さわやか提案箱

(インターネット上で、県政に関する意見・照会等に対応し、県民との対話機会を充実)

審議会などへの県民の参画機会を拡げる

○附属機関等の委員公募制度

(政策形成に県民の意見等を反映するため、附属機関等の委員を公募)

○審議会等の公開の推進

(審議会等を県民が聴取できるように広く公開)

○学校評議員制度の推進

(教育に対して識見を持つ者のうちから学校評議員を委嘱し、地域と連携した開かれた学校づくりを推進)



(3) 県民と力を合わせる

県民の主体性を生かした、多様な協働の展開

○「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進

(交通安全広報啓発活動などを通じて、県民の交通安全思想及び交通モラルを高揚)

○青少年を守り育てる県民スクラム運動の充実

(地域、学校、保護者、事業者、行政等が一体となった青少年への規範意識の醸成と社会環境の浄化を促進)

○ひょうご学校支援地域本部事業

(地域住民による学校支援活動の活性化を図るため、地域コーディネーターの配置等学校支援ボランティア活動を促進)

公民協働の取組の拡充

○指定管理制度の運用支援

(効率的で質の高い管理運営ができる施設の公募により指定管理者を選定し、民間事業者のノウハウ等を活用)

○県民等とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理(ひょうごアドプト)

(県が管理する道路・河川等で、県と参加団体(住民や企業)が合意書を締結し清掃美化、植栽等を実施)

推進員など多様な主体の連携を支援

○推進員等の活動への支援

(地域福祉、地域防犯・防災、教育など特定分野の行政課題の解決に向けて、知事等から委嘱を受けた推進員の活動支援)

1 地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）

県では、県民の主体的な地域づくり活動を広げるため、担い手の育成や活動主体の連携促進等の支援に取り組んでいます。これらの中から、平成26年度に重点的に推進した地域と若者が協働で地域づくりに取り組んだ事例等を紹介します。

新たな活動を生み、育む

■地域との関わりを通じ、若者を新たな担い手として育成

ふるさとづくり青年隊事業

地元青年と地域外の青年で構成された「ふるさとづくり青年隊」が、地域団体等と連携し、地域の活性化や課題解決に取り組むことで、若者のふるさと意識を高め、地域づくりの核となる人材を育成

〔実施件数〕10件

〔取組例〕

○いたみこやいけフェス GREEN JAM（伊丹市）

商店会の若手経営者たちが、市外の若者の力を借り、音楽とダンスのフェスティバルを企画・運営。地域の魅力を広く発信



いたみこやいけフェス

○“島のみやげづくり”プロジェクト（姫路市）

家島の若手自営業者等が、島外の若者の視点で島の魅力を再発見し、新たな土産物を企画・商品化。観光客からも好評

- ・家島の魅力をモチーフにした手ぬぐい
- ・海苔の佃煮のパッケージデザイン



商品開発企画会議

※その他の取組は以下のURLを参照

<http://www.seishonen.or.jp/business/hyogofurusato2.pdf>

大学連携による地域力向上事業

活力が失われつつある多自然地域に地域力向上の芽を生み出すため、大学生による地域おこしの取組を支援

〔実施件数〕15件

〔取組例〕

○収穫祭への参画、山道の整備（多可町）

大学生が、建築したログハウスを拠点に地域活動に参画

- ・伝統行事の収穫祭（秋祭り）の企画運営
- ・山道看板のデザイン及び山道整備



山道整備

○古民家を活用した地域活性化イベント（南あわじ市）

大学生が、改修した古民家を拠点に地域活動を展開。観光客の呼び込みにも貢献

- ・観光マップの作成
- ・ちりめんじゃこをテーマにしたアート展示



古民家でのアート展示

※その他の取組は以下のURLを参照

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/documents/26nenji6.pdf>

活動を高め、支える

■若者の力を活かし、多自然地域を活性化

「がんばる地域」交流・自立応援事業

多自然地域において、地域が自由な発想により企画した地域活性化の取組を支援。若者との協働により活動が活性化

〔実施件数〕 32 件

〔取組例〕

○棚田保全によるふるさとの風景づくり（佐用町）

地域住民が、高校生や大学生と連携し、棚田の保全やハイキングコースの整備。棚田の魅力アップに貢献



棚田の保全活動

○朝倉山椒を使用した特産品開発（養父市）

地域住民が、大学生と連携し、特産品の朝倉山椒を使った加工品を開発

- ・地元の直販所での販売
- ・都市部の見本市への出展



朝倉山椒の加工品開発

※若者が関わっているその他の取組は以下のURLを参照

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/documents/26nenji7.pdf>

■多様な主体のつながりをつくり、地域づくり活動の拡がりを支援

ふるさとむら活動支援事業

農山村集落が、都市住民をボランティアとして受け入れ、ともに農作業や伝統行事を実施する取組を支援。若者の参画が拡大し、都市農村交流が進展

〔実施件数〕 43 地区（実施地区数）
4,314 人（ボランティア延べ参加者数）

〔取組例〕

○菜の花エコプロジェクト（多可町）

農地保全と菜種油の生産販売の取組の一環として、大学生など都市住民が休耕田での菜の花栽培と菜の花まつりに参加し、地域の賑わいを創出



菜の花定植作業

○特産品栽培を通じた都市農村交流（篠山市）

大学生を含めた都市住民が、丹波黒大豆の植え付けから収穫まで農作業に従事。古民家を活用した交流会にも参加



黒大豆の収穫作業

明舞団地再生展開事業

「明舞団地再生計画」の取組において、学生をはじめとする多様な主体が連携する住みやすいまちづくり活動が進展

〔取組例〕

○学生シェアハウス事業（神戸市・明石市）

県営住宅への大学生の入居を推進し、入居学生による自治会活動と世代間交流を活性化
・学生の発案による自治会の枠を超えた住民交流バス旅行



入居学生等のミーティング

○実習として活性化活動への参加（神戸市・明石市）

高校生や大学生の実習の場として、地域団体等と連携したイベント等を実施し、世代間交流を促進
・クリスマスフェスタ
・開発商品販売実習
・シャッターアート制作等



クリスマスフェスタ

若者が知恵を出し合い、活動を高め、つなぐ機会を創出

若者がフォーラム等を企画・運営し、地域団体、事業者、大学、行政等の多様な主体のネットワーク形成を推進

○ひょうごふるさと環境フォーラム

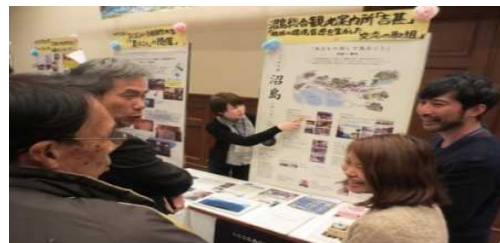
県内7地域でリレー開催した「ふるさと環境交流会」の集大成として、大学生が中心となり「ひょうごふるさと環境フォーラム2014」を開催

〔参加者数〕約300人

〔取組内容〕

県内9大学15名による学生スタッフ会議で企画運営。環境保全や地域づくりの視野の拡大と、地域の活動団体のネットワーク形成を推進

- ・ポスターセッション
- ・全体討論



ポスターセッション

○「ふるさとづくりは若者にまかせろ！！」（ふるさとづくり青年隊全県交流会）

県内10地域で展開した「ふるさとづくり青年隊事業」の全県交流会を青年隊参加者が中心となり開催

〔参加者数〕約200人

〔取組内容〕

ふるさとづくり青年隊の参加者が企画運営。活動を振り返り、他者から評価されることで仲間づくりと更なる活動展開への意欲を喚起

- ・成果発表と意見交換
- ・ブース展示



青年隊による成果発表会

○消費者・事業者・行政によるワークショップ～世代を超えて考えるネット社会～

インターネットの安全安心な活用の方策について、大学生が中心となってワークショップを開催

〔参加者数〕約100人

〔取組内容〕

大学生が、ワークショップの企画・コーディネーターを担当。よりよい消費者市民社会の構築に向けて、消費者・事業者・行政へ提案

- ・基調講演（県警・事業者）
- ・ワークショップ



ワークショップの様子

平成 26 年度県民意識調査

参画と協働をより一層推進するために、県民の地域に対する愛着や、地域づくり活動への参加状況等について調査を行いましたので、調査結果を紹介します。

調査テーマ：参画と協働による兵庫のふるさとづくり
 調査対象：県内に在住する満 20 歳以上の男女個人（外国人県民を含む）
 対象数：5,000 人
 回収数：2,903 人（58.1%）

① 地域への愛着

- ・感じる (81.3%)
- ・感じない (7.7%)

② 地域に愛着や誇りを感じるところ（複数回答可）

- ・山や海、森や川などの自然 (44.9%)
- ・近所の人や友人との付き合い (38.0%)
- ・家族・親戚の存在 (29.6%)

③ 地域づくり活動への参加状況

- ・参加したことがある (62.0%)
- ・参加したことがない (34.6%)

※「地域への愛着の程度」と「地域づくり活動へ参加する人の割合」の相関関係

地域への愛着の程度	とても感じる	ある程度感じる	どちらともいえない	あまり感じない	ほとんど感じない
地域づくり活動への参加	69.0%	63.5%	45.6%	48.5%	34.6%

④ 活動に参加しない理由（複数回答可）

- ・仕事や学校等が忙しく時間がない (41.3%)
- ・いつ、どんな活動をしているかわからない (36.0%)

⑤ 地域づくり活動に参加したいと思う条件（複数回答可）

- ・気楽に参加できそうとき (51.2%)
- ・地域をよくすることに役立つと思えるとき (38.2%)

※その他の項目については、以下の URL を参照

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk04/documents/dai20kaikenminisikityousahoukokusyo.pdf>

ひょうごボランティアプラザの活動状況

「ひょうごボランティアプラザ」は、県民ボランティア活動の全県支援拠点として、様々な事業を展開しています。

【平成 26 年度の主な事業】

ひょうごボランティア基金による活動資金支援

県民ボランティア活動助成

法人格を持たない団体・グループ等の草の根の活動を支援 3,667 件 [86,675 千円]

NPO 法人等向け助成

（中間支援活動助成）

中間支援活動を行う NPO 法人等がその機能を発揮して地域の NPO 等の活動を支援する取組を支援 15 件 [13,763 千円]

（地域づくり活動 NPO 事業助成）

NPO 法人等が地縁団体等と連携し、機動力・専門性などを生かして、地域づくりを進める先導的・先駆的な取組を支援 34 件 [14,185 千円]

地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用

地域団体・NPO等が自ら団体情報や地域づくり活動情報の登録を行い、発信する情報ネットワーク「コラボネット」を運営 15,206件(平成26年度末累計登録数)

県民ボランティア活動実態調査(第8回)の実施

県民ボランティア活動を行っている団体・グループの実態や課題・ニーズ等を調査(5年に1回調査) 回答数2,642団体/調査数5,000団体[回答率52.8%]

[平成26年度の調査結果]

① 活動における課題・問題点(複数回答可)

- ・活動者数の不足 (39.7%)
- ・世代交代の遅れ (38.4%)
- ・資金不足 (24.1%)

② 阪神・淡路大震災後の行政政策で活動の助けになったこと(複数回答可)

- ・助成金 (56.8%)
- ・活動場所の提供 (24.7%)
- ・情報提供・相談 (19.7%)

③ 今後さらに強化してほしい支援(複数回答可)

- ・活動資金支援 (53.4%)
- ・交流会・ネットワークづくりの支援 (18.4%)
- ・情報提供・相談 (15.8%)

※その他の項目については、以下のURLを参照

http://www.web.hyogo-vplaza.jp/enterprise/5_tyousa/jittai/jittai_houkoku_h26_betten.pdf

被災地支援ボランティアバスの運行

被災者を支援するためのボランティアを派遣

[主なもの]

- | | | |
|------------------|------|-----------------------|
| □東日本大震災被災地(H22～) | 傾聴等 | 派遣バス52台[ボランティア1,247人] |
| □丹波豪雨災害被災地(H26) | 泥だし等 | 派遣バス11台[ボランティア272人] |



丹波豪雨災害でのボランティア活動



2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）

県では、県政情報の共有をはじめ、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政の推進に努めています。これらの取組の中から主な事例を紹介します。

県民と情報を共有する

■ 広報への県民の参画

県広報紙（誌）や広報番組に県民の参画を得ることにより、親しみやすさの向上や地域の新たな魅力発掘につなげる取組を進めています。

読者編集員の広報紙（誌）作成への参画

〔読者編集員数〕 5名（平成26年度末）

〔活動内容〕

県広報紙（誌）の内容、構成、デザイン等について、公募した読者編集員による県民目線での意見を反映

- ・県民だよりひょうご
- ・ニューひょうご ごこく



編集会議

県民リポーターによる地域の魅力の発信

〔県民リポーター数〕 26名（平成26年度末）

〔活動内容〕

公募した県民リポーターが、県民目線で取材した地域の魅力等を県広報紙（誌）やテレビ番組で紹介

- ・県民だよりひょうご
- ・ニューひょうご ごこく
- ・県民情報番組ひょうご “ワイワイ”



取材風景

県民と意見を出し合う

■ 県民の提案・意見を施策に反映

政策形成段階から広く県民の意見を反映する取組を行っています。

県民意見提出手続制度（パブリック・コメント）

県行政の基本的な計画や方針を定めるにあたり県民意見を募集し、対応を公表する手続き

〔実施件数〕 27件

〔実施案件（主なもの）〕

- * 洲本総合庁舎整備基本計画
- * ひょうご障害福祉プラン
- * 客引き行為の防止に関する条例骨子
- * 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例骨子 など

審議会等の委員公募制度

〔公募実施機関数〕 24 機関（61 名）

〔公募実施機関（主なもの）〕

- * 長期ビジョン審議会
- * 障害福祉審議会
- * 環境審議会 など



審議会風景

県民と力を合わせる

■推進員による地域課題解決の取組

特定分野の行政課題の解決を図るため、知事等が推進員を委嘱し、県行政への主体的な参画を進めています。〔推進員委嘱数〕 70 職種、29,847 人

地域安全まちづくり推進員

地域コミュニティの中で、防犯活動や環境浄化活動に取り組むまちづくり防犯グループの活動を調整するリーダー役として設置

〔活動人数〕 2,124 人（平成 26 年度末）

〔活動例〕

○青木防犯グループの取組（神戸市東灘区）

推進員が、小学校関係者や警察署との連携体制を構築。そのもとで、防犯グループにより、児童の見守り活動、青パトの地域巡回、犬の飼い主の「わんわんパトロール」などを実施



わんわんパトロール

○鳴尾西校区 10 町会防犯パトロール会の取組（西宮市）

推進員が 10 町会と学校との連携を推進し、10 町会パトロール会により、広域防犯パトロールや子どもの見守り活動を実施



防犯パトロール

地域ビジョン委員

公募による地域ビジョン委員が中心となり、地域ビジョンの実現に向けた主体的な地域づくり活動を展開。
* 地域ビジョン：歴史、風土、文化などを共有する広域的な圏域ごとに地域住民が描いた将来像の実現に向けた主体的な取組の指針

〔活動人数〕 809 人



地域ビジョン委員活動風景

〈神戸地域〉

神戸の魅力を生かした多彩な交流事業を住民の参画と協働のもとに「神戸夢交流」として展開

〔主な取組〕

- * 留学生と行く国際交流バスツアーの実施
- * 近代化産業遺産ツアーの実施

〈阪神南地域〉

芸術文化が蓄積し市民活動が活発な地域特性を生かし、自然と調和した環境先進都市づくりを推進

〔主な取組〕

- * 武庫川河川敷等でのクロマツ保全活動
- * まちの「ほっとかれへん」場所 MAP 作り

〈阪神北地域〉

豊かな自然と個性的な市民文化を育んできた地域の魅力を住民自ら再発見し、地域づくり活動の担い手を育成する取組を展開

〔主な取組〕

- * 宝塚北部松尾湿原等を巡るエコツアー
- * 高齢者施設訪問事業

〈東播磨地域〉

「水辺」と「ものづくり」を地域特性とした東播磨で、生き生きと暮らし、育ち、学び、働ける地域づくりを推進

〔主な取組〕

- * 水辺の環境体験学習「海の学習」の実施
- * ものづくり企業への探訪会の開催

〈北播磨地域〉

豊かな自然や伝統産業等に恵まれ、交通の要衝でもある地域特性を生かして人々が交流し集う「ひょうごのハートランド」をめざす

〔主な取組〕

- * ふるさとふれあいウォーキングの開催
- * 麴文化探求ツアーの実施

〈中播磨地域〉

明治期の産業遺産「銀の馬車道」をはじめとする多彩な地域資源を生かし地域の魅力と人の輪をつなぐ取組を展開

〔主な取組〕

- * 地場産業アイアンヘッドPRイベント実施
- * 埋もれた遺跡・文化等の現地調査実施

〈西播磨地域〉

農業や先端科学技術等の多彩な地域特性を踏まえ、行政と住民の参画と協働による地域づくりを推進

〔主な取組〕

- * 「出る杭大会」の実施
- * 森林セラピー体験と実栗の巨木巡り

〈但馬地域〉

「あしたのふるさと但馬」をめざし、但馬夢シナリオの実現など地域住民と行政の参画と協働による地域づくりを推進

〔主な取組〕

- * 「夢を語り!但馬大好き人」但馬地域夢会議の開催
- * TAJIMA スイーツ高校生バトルの実施

〈丹波地域〉

人と自然の調和した「丹波の森」の魅力をいかして、京都府との「大丹波連携」、地域資源を活用した交流人口や定住者拡大を推進

〔主な取組〕

- * 有機農業体験「丹波の里塾」の開催
- * ゆず、親鶏等を活用した商品の開発

〈淡路地域〉

エネルギー・農と食・暮らしの3つの持続を柱に「生命つながる“持続する環境の島”」を目指す「あわじ環境未来島構想」に取り組む

〔主な取組〕

- * 放置竹林の整備・有効活用
- * 淡路島もりあげスピーチコンテストの開催

Ⅱ 地域における特色ある取組事例の紹介

各地域で皆さんが取り組んでいる特色ある事例を紹介します。

【住民交流】住民交流事業による地域の安全づくり

(細田神楽まちづくり協議会)

神戸地域

神戸市長田区の細田神楽まちづくり協議会は、平成26年1月に地域で女子大生殺人未遂事件が発生したことをきっかけに、地域住民の防犯意識や住民どうしの絆を高めることを目的に、住民と事業所が連携した防犯ネットワークづくりを進めています。

バーベキューやソーメン流しなどの住民交流会を実施し住民同士の交流を図るとともに、家ごとの小さな防犯の取組を発表してもらうなど、防犯意識の高揚にもつなげました。そのほか、地蔵盆やセミナーを実施するなどにより、住民の交流促進と防犯意識の向上を図りました。



防犯対策会議

細田神楽まちづくり協議会代表 野村勝さん

「地域の安全は地域で守る」を合い言葉に、住民の防犯意識の高揚や少年の健全育成、地域の見守り活動に取り組んできました。今後も住民の皆さんと力を合わせ、「顔の見える地域社会」を築き、安全で安心な街を作っていきたいと思います。

【地域情報の発信】情報誌『南部再生』の発行

(尼崎南部再生研究室)

阪神南地域

尼崎市では、尼崎南部再生研究室が、公害という負のイメージに隠れてしまったまちの魅力を地域住民に発信するためのフリーペーパー『南部再生』の発行を続けています。趣旨に賛同して集まった20人ほどのボランティアが企画や取材、編集を行っています。

最近のテーマは「尼とパン」、「森のつくりかた」(尼崎21世紀の森づくりプロジェクトについて)、「尼ちゃん」(尼崎で活躍する女性について)などで、一貫して尼崎の魅力をユニークな視点で取り上げています。また、幅広い世代の人の手にとってもらえるよう、紙媒体での発行にこだわり、地域の人々に身近な情報を伝えています。



『南部再生』を持つ若狭さん

尼崎南部再生研究室研究員 若狭健作さん

尼崎大気汚染公害訴訟の和解金を活用して2001年に「南部再生」を創刊しました。平成27年で50号を迎えますが、多彩な編集メンバーと一緒にこれからも街の人に長く愛される雑誌づくりを続けたいと思います。

三田市では、ボランティアガイドグループ「ボランティアさんだガイド塾」が地域の歴史や文化をより多くの人に伝える活動を行っています。月2回、歴史勉強会を開き、その成果を生かして、依頼に応じて三田市の歴史スポットを巡るガイドを実施しています。

平成26年8月には子どもたちに地域の歴史を知ってもらおうと、旧市街地の地蔵堂を巡るイベントを三田市の県民交流広場「三田じばやん倶楽部」との共催で実施し、地元の小学生たち、10人が参加しました。

江戸時代に建立されたという一乗寺南地蔵尊など3カ所の地蔵堂を巡り、地域の歴史と文化に対する愛着を育むことができました。



地蔵堂巡りの参加者

ボランティアさんだガイド塾代表 平井重次さん

我が町三田は古くから町が形成されており、ここで伝承されてきた多くの文化や風習などの歴史を知り、終の棲家として来られた方たちに歴史・文化を知ってもらい三田に来てよかったと思ってもらえるよう、20名程で活動しています。

図書館で三田市民対象で月1度楽しく語ろう歴史井戸端会議を開催しています。

志方歴史ボランティアの会は、東播磨に伝わる歴史や民話などを地域住民に広く伝えるため、手作りの紙芝居を使った伝承活動を行っています。

黒田官兵衛の妻で加古川市志方町出身の光姫を題材にした紙芝居「光姫物語」を制作し、小中学校や公民館、集会所などで地道に上演を続けています。観客からの口コミや、テレビなどで取り上げられたことにより、今では年間百回以上の上演依頼がきています。

また、平成26年度には、地域からの依頼により、志方町の昔話を題材にした「大藤山ものがたり」「城山ものがたり」を制作、上演するなど、地域の歴史に対する住民の関心を高めるための活動を続けています。



歴史紙芝居

志方歴史ボランティアの会会長 三村隆子さん

私たちは、身近な地域の歴史を伝承することで、住民に地域への愛着を再認識してほしいという思いで活動を始めました。今後は、原画展の開催や地域内外の団体との交流など、より広範囲に発信していきたいと思っています。

加西市西在田で活動しているはっちゃけ西在田は、「子育ては地域育て」との思いから、遊び等を通じて子どもと関わる活動を行っています。例年夏には、加西市万願寺川の源流にある大谷キャンプ場跡で「わくわく体験」を行っています。事前に遊びのプログラムを作ることはせず、子どもたちがその場にあるもので自由に遊びを考案することで創造力を養うことを狙いの一つにしています。



筏遊び

26年度のキャンプでは大人と子どもあわせて40名以上が参加し、竹・ペットボトルの筏作り、薪割り、沢ガニとり、川遊び、五右衛門風呂、おやつ作りなど、様々な活動を行い、地域の自然を体感しました。

はっちゃけ西在田代表 大豊洋子さん

「子育ては地域育て」という思いから、人と自然、子ども達は地域をまるごと体験し地域を愛する思いが芽生えてくれたらと思う。

子ども達は成長しやがてこの活動に地域のお兄ちゃんとして帰ってくるだろうか？その風景が見られるまで続けたい。

姫路市夢前町筋野地区では、あぞの村おこし委員会が地域おこしのために様々なイベントを企画する取組を行っています。なかでもどろんこ祭りは、水を張った休耕田を会場に使い、参加者は仮装をして、綱引きやそりレースなどの競技を行うユニークな祭りです。この祭りは例年大きな盛り上がりを見せ、住民同士のきずなを深め、過疎化が進む地区の賑わいを取り戻すために役立っています。



どろんこ競走

今回は地元の新聞社やテレビ局からも取材を受けるなど、地域の魅力を内外に広く発信することができました。

あぞの村おこし委員会代表 橋本悠子さん

地域活性化への取組としてユニークな要素満載のどろんこ祭りを企画しました。

口コミやメディアなどにもとりあげられて大きな反響を感じています。これからもどんどん筋野（あぞの）の土地や人柄の魅力を広くPRして地域活性につなげていきたいと思ひます。

相生市矢野町では、耕作放棄地対策として獣害に強いといわれるキャッサバ栽培に取り組んできました。キャッサバはブラジル北部で主食となっていることから、矢野町まちづくり推進委員会は NPO 法人関西ブラジル人コミュニティと連携し、キャッサバを通して神戸に住む日系ブラジル人たちと交流する取組を行っています。



キャッサバの芋掘り

キャッサバの収穫時期には、キャッサバ収穫祭及び日伯異文化交流会を開催し、子どもたちによる芋堀体験、キャッサバの芋を使った料理講習会、試食会、獅子舞の披露、サンバ体験等を行い、交流を深めました。

獅子舞の披露、サンバ体験等を行

矢野町まちづくり推進委員会会長 中川武明さん

私たち矢野町まちづくり推進委員会ではキャッサバ栽培により耕作放棄地を解消して農業を活性化させるだけでなく、在日外国人との異文化交流、福祉作業所と連携した就労支援などを通して地域の活性化を目指しています。

朝来市生野町では、NPOいくのライブミュージアムによって、バラの植栽を通じた地域活性化の取組が行われています。植えられているのは、明治時代、銀の馬車道を設計したレオン・シスレーによってフランスにもたらされ、品種改良されたバラです。東北の被災地支援のためにフランスから送られていたこのバラを生野にも植えようという機運が高まり、今回 150 年ぶりに生野に里帰りすることになりました。



バラの植栽・贈呈式

生野の特産物であるカラミ石や生野瓦などを使って花壇を整備するなど、地域の活性化に役に立てることができました。平成 26 年度は 25 カ所、27 年度は 15 カ所程度植栽する予定です。

NPO法人いくのライブミュージアム理事長 桐山徹郎さん

生野産ノイバラがフランスから「絆」のネーミングで 150 年を経て里帰りし、それを記念に文化事業として、3 カ年計画で植栽に取り組んでいます。

昨年、朝来市生野町は国の重要文化的景観の認定を受けたことから、文化の香り漂う町並みを PR したいと思います。

丹波市青垣町佐治では、空き家活用サークル「佐治倶楽部」によって、空き家を活用してカフェの営業や物品販売を行うなど地域資源を生かしたまちづくりが行われています。この地域に関わってきた関西大学生と住民がワークショップ形式で、空き家のリノベーションを行い、新たに整備された住居を活用した「青垣での過ごし方のレシピ」を作成し、様々な実践を行いました。週3回のカフェの運営、猟師飯クッキング、英会話教室などを開催しました。



ワークショップ

空き家改修にあたっては住民の意見を取り入れ、改修の様子も常時広報誌やブログなどで発信したことで、周辺住民の関心も高めることができました。

佐治倶楽部代表 足立成人さん

平成19年に関西大学生が、空き家を改修し交流活動拠点を設け、地元と協働した様々な活動を展開しています。その一環として、地元へ空き家を管理し活用する組織を作ることになり、大学と地元が協議を重ね、平成23年に佐治倶楽部を立ち上げました。空き家は「課題」ではなく「地域の資源」です。この資源を活用し、地元が楽しくなる活動を実践していきます。

南あわじ市では、諭鶴羽古道を守る会が淡路内外からの観光客を誘致し、地域住民との交流を図るため、古くから修験道の聖地として知られる諭鶴羽山と諭鶴羽古道を整備し、様々なイベントを企画し、実施しています。交流施設兼緊急避難施設としてゆずりは山荘を整備、緊急時用の電話も設置するなど、古道整備を行うとともに、登山マップの作成、配布、地元料理店と共同した「諭鶴羽古道お弁当」の開発、山開き登山、早駆け、早春登山、お餅焼き行事など、各種行事を開催しました。こうした活動をするに当たっては地元の自治会、老人会にも積極的に参加していただき、住民同士のつながりも深めることができました。



古道清掃

諭鶴羽古道を守る会代表 林和幸さん

私たちは、地域の宝である諭鶴羽山を守りたいという思いで活動を始めました。諭鶴羽神社への参道である諭鶴羽古道を整備し、登山行事等を行うことにより、活性化を図っています。今後も活動を工夫して地域の発展につなげたいと思います。

参考 市町の条例等施行状況

県内市町における参画と協働に関する条例等施行経過（平成 27 年 4 月時点） 出典：兵庫県県民生活課調べ

年度	市町名	条 例	市町名	指 針 等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(注2)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 相生市市民参加条例(注3)	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	赤穂市	赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	篠山市	篠山市自治基本条例	多可町 豊岡市 神河町 姫路市 高砂市 養父市 香美町	多可町住民憲章 市民と行政の協働推進指針 神河町民憲章 姫路市市民活動・協働推進指針 高砂市における参画と協働のための取り組み指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針 香美町町民憲章
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市 芦屋市 朝来市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～ 芦屋市市民参画協働推進計画 朝来市地域協働の指針
20	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	三田市 朝来市 宍粟市 洲本市	三田まちづくり憲章 朝来市民憲章 宍粟市民憲章 洲本市民憲章
21	朝来市 養父市	朝来市自治基本条例 養父市まちづくり基本条例	新温泉町 養父市 南あわじ市	住民参画と協働の推進指針 養父市民憲章～やぶし愛～ 南あわじ市市民憲章
22	明石市 川西市	明石市自治基本条例 川西市参画と協働のまちづくり推進条例	加東市 姫路市 丹波市 淡路市	加東市民憲章 姫路市市民活動・協働推進事業計画 参画と協働の指針 淡路市市民憲章
23	明石市 宍粟市	明石市市民参画条例 宍粟市自治基本条例	—	—
24	丹波市 三田市 相生市	丹波市自治基本条例 三田市まちづくり基本条例 相生市自治基本条例	新温泉町 伊丹市 宝塚市	新温泉町町民憲章 伊丹市協働の指針 宝塚市協働の指針
25	西脇市 佐用町 福崎町 加西市 姫路市	西脇市自治基本条例 佐用町まちづくり基本条例 福崎町自治基本条例 加西市ふるさと創造条例 姫路市まちづくりと自治の条例	—	—
26	川西市	川西市地域分権の推進に関する条例	—	—

- (注) 1. ここでの条例等とは、住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等を指す。
2. 生野町まちづくり基本条例（平成 14 年度施行）は、生野町が和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効（平成 17 年 4 月 1 日）
3. 相生市市民参加条例（平成 16 年度施行）は、相生市自治基本条例施行により廃止（平成 24 年 10 月 1 日）

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）
- 第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）
- 第4章 雑則（第11条～第12条）
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形で県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められてきた。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会を確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念のっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
- 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるような必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 第2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動を共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

平成26年度 参画と協働関連施策の年次報告

平成27年8月

兵庫県企画県民部県民生活課参画協働班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-362-4015 FAX：078-362-3908

E-mail：kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県マスコット はばたん



兵庫県
Hyogo Prefecture